

## 国立国会図書館参観事務取扱要領

(昭和六十二年十一月二十四日館長決定第十五号)

改正	平成	六年	三月	八日館長決定第一号
	同	八年	五月 三十日同	第三号
	同	九年	四月 一日同	第二号
	同	十一年	十二月 十六日同	第六号
	同	十三年	十二月 十八日同	第七号
	同	十四年	三月三十一日同	第二十号
	同	十四年	十月 三日同	第二号
	同	十七年	三月二十九日同	第四号
	同	二十一年	四月 一日同	第四号
	同	二十二年	六月 十七日同	第四号
	同	二十三年	六月二十三日同	第十一号
令和	四年	三月二十九日同		第二号

国立国会図書館参観事務取扱要領(昭和六十一年館長決定第十四号)の全部を次のように改正し、昭和六十二年十一月二十四日から施行する。

### (参観の範囲)

1 国立国会図書館(国会分館、関西館及び国際子ども図書館を除く。以下「館」という。)における参観は、館の業務の運営並びに庁舎及びその設備について行う。

### (参観時間)

2 参観は、開館日(土曜日を除く。)の午前十時から午後四時までとする。

### (参観の申込み)

3 参観をしようとする者(職員の知人その他の者でその関係職員が参観の接遇を行うものを除く。)には、利用者サービス部長に対し、その者(集団によるときは、その代表者又は当該集団及びその代表者)の氏名若しくは名称及び住所、参観の目的、参観しようとする者の数その他必要な事項を明らかにして申込みをさせるものとする。

### (参観者数等の通知)

4 利用者サービス部長は、参観を許可したときは、参観を行う者の数その他必要な事項を記録し、総務部管理課に通知するものとする。

### (参観のため立ち入ることができる場所)

5 参観のため立ち入ることができる場所は、一般公衆が利用することができる場所及び国立国会図書館職員等書庫立入内規(昭和六十二年国立国会図書館内規第十一号。以下「職員等書庫立入内規」という。)第三条各号に掲げる課が所管する書庫とする。

6 特に必要があると認められるときには、前項に規定する場所以外の場所であっても、参観のための立入りを許可することができる。この場合においては、あらかじめ、当該の場所に関係する部局の長の承認を得なければならない。

### (書庫立入り及び書庫退出の手続)

7 参観のため書庫に立ち入ろうとする者には、当該書庫に立ち入

ることができることを示すデータを記録したカード（以下「書庫立入カード」という。）を交付する。

8 書庫から退出しようとする者には、書庫立入カードを返却させる。

9 職員の知人その他の者でその関係する職員が参観の接遇を行うものに書庫立入カードを交付し、及び返却させる場合には、所定の場所において、別に定める帳簿（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。）に所要の事項を記入させる。ただし、書庫に立ち入ろうとする者が複数のときは、その代表者のみに記入させることができる。

**（書庫に立ち入ることができる時間等）**

10 書庫に立ち入ることができる時間及び書庫立入カードの携行については、職員等書庫立入内規の規定を準用する。

**（参観に際しての遵守事項）**

11 参観に際しては、次の事項を遵守させるものとする。

一 参観のための立入りを許可された場所以外の場所に立ち入らないこと。

二 館内の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。

三 館の業務に支障となるような行為をしないこと。

四 その他職員の指示に従うこと。

**（参観の接遇担当）**

12 参観の接遇の担当区分は、別表のとおりとし、職員の知人その他の者が行う参観で別表に掲げる区分に従つて接遇することが不適当なものについては、その関係する職員が接遇する。

**（定例日の参観）**

13 利用者サービス部サービス運営課が接遇を担当する者の参観については、その定員及び日時を定めて定期的に行うことができる。

**（特例）**

14 国会議員が行う参観については、第二項から第十項までの規定によらないことができる。この場合の参観に係る事務については、その都度、総務部長と関係部局長とが協議して定めるものとする。

15 総務部総務課が接遇を担当する者及び総務部支部図書館・協力課が接遇を担当する者（外国人及び外国公館関係者に限る。）に係る参観の申込みの手続は、第三項の規定によらないことができる。

16 前二項に規定する特例のほか、この要領の定める手続により難い参観の事務の取扱いについては、あらかじめ、関係部局長が協議して定める。

**（細部事項）**

17 この要領に定めるもののほか、参観の事務の取扱いについて

必要な細部事項については、それぞれの部局の長が定めるところによる。

**附 則**（平成六年三月八日館長決定第一号）

本件は、平成六年二月八日から施行する。

**附 則**（平成八年五月三十日館長決定第三号）抄

1 本件は、国立国会図書館庁内取締規則を廃止する規則（平成八年国立国会図書館規則第二号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成八年五月三十日）

**附 則**（平成九年四月一日館長決定第二号）

本件は、国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則（平成九年国立国会図書館規則第三号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成九年四月一日）

**附 則**（平成十一年十二月十六日館長決定第六号）

本件は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則（平成十一年国立国会図書館規則第六号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓平成十二年一月一日）

**附 則**（平成十三年十二月十八日館長決定第七号）

本件は、平成十四年一月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年十月三日館長決定第二十号）

本件は、平成十四年十月三日から施行する。

**附 則**（平成十七年三月二十九日館長決定第四号）

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十一年四月一日館長決定第四号）

本件は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十二年六月十七日館長決定第四号）

本件は、平成二十二年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号）

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

**附 則**（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年五月十九日から施行する。

(別表) (第十二項関係)

接遇担当課	対象者
総務部総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 国会議員及び国会議員の紹介による者</li> <li>二 報道関係者</li> </ul>
総務部管理課	庁舎及びその設備の専門的な参観を目的とする者
総務部支部図書館・協力課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 行政又は司法の各部門に置かれる支部図書館の職員が引率する国の機関の職員</li> <li>二 外国人及び外国公館関係者</li> </ul>
利用者サービス部 サービス運営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 大学において図書館情報学を専攻する学生若しくは司書課程を履修する学生又は高等学校の図書委員で、教員が引率するもの</li> <li>二 十八歳以上の者でこの表の他の項に掲げる対象者に当たらないもの</li> </ul>
電子情報部電子情報 企画課	情報システム等の参観を目的とする者